

【消費者トラブル情報 vol. 17：オンラインゲームの課金トラブルにご注意！】

夏休みは子どものスマホやゲーム機の利用が増える時期。保護者の知らないうちに、トラブルが起きるケースがあります

- ・保護者の古いスマホ（アカウントにログインした状態）を使って課金していた。
- ・無断でクレジットカードを持ち出し、何度も課金し、高額な請求が来た。

○アドバイス

- ・子どもはゲームに熱中し、課金の認識がないことも。家庭で利用ルールをよく話し合いましょう。
- ・保護者が利用内容を制限・管理できるペアレンタルコントロール機能を活用しましょう。
- ・未成年者の無断課金は取消しできる場合もあります。困った時は消費生活センターへご相談ください。
- ・ゲーム内での安易な個人情報や連絡先交換からトラブルに巻き込まれることも。不安な時は相談するという話しておきましょう。

■鹿児島市消費生活センター相談

Tel: 099-808-7500

■消費者ホットライン

Tel: 188

■警察相談専用電話

Tel: #9110